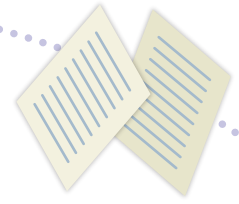




暮らしの 判例



消費者問題にかかわる判例を
分かりやすく解説します

国民生活センター相談情報部

債権者の説明により建物の担保価値を誤解して締結した連帯保証契約に錯誤無効を認めた事例

本件は、銀行が主債務者に建物購入資金を融資するにあたり、主債務者の兄が連帯保証契約締結に応じたのは、銀行の担当者から、本件借入金により購入しようとしている建物について実際の価値に比べ相当高いものと説明され、これを信じたためであるから、本件連帯保証契約締結においては錯誤があるとして、契約の無効を主張した事案である。

裁判所は、連帯保証人には動機の錯誤があったとしたうえで、この錯誤は銀行の担当者の説明によりもたらされたものであり、本件では動機の表示があったものと認められるとして、保証契約の錯誤無効を認めた（東京高裁平成24年5月24日判決、『金融・商事判例』1401号36ページ、『判例タイムズ』1385号168ページ）。

原告・被控訴人：X（債権回収業者）
被告・控訴人：Y（連帯保証人）
関係者：A銀行（債権譲渡前の債権者）
B（Yの弟・主債務者）
C（A銀行の担当者）



事案の概要

Yの弟であるBは、経営を目的としたビル（以下「本件ビル」という）を購入するため、A銀行から4億5000万円の融資を受けることとなった。実際に融資が行われる数日前になって、BはA銀行の担当者Cから、融資額のうち2億5000万円分は保証人が必要であると伝えられた。

そこで、BはCとともに、遠方に住む兄のYを突然訪れ、2億5000万円につき保証人になっ

てほしいと申し入れた。Yは自身に責任が及ぶことを心配したが、BおよびCから説得され、その席において、本件連帯保証契約の締結を承諾した。

その後、A銀行は破綻し、A銀行のBに対する貸付債権（以下「本件債権」という）の譲渡を受けたXは、Bが債務の返済を怠ったため、本件ビルを不動産競売にかけるとともに、Yに対し、連帯保証契約に基づき、貸金の残元金、未払利息等約1億5000万円および残元金に対す



る年14%の遅延損害金の支払いを求めた。

原審は、Xの請求を全部認容する判決をし、Yがこれを不服として控訴したのが本件である。

この中でYは、本件貸付に至る過程はあまりにもずさんであったとして、詐欺による取消しと、A銀行の信義則違反等を主張するとともに、連帯保証契約締結の錯誤無効について、次のように主張した。

Yは債務者Bの資力、信用、本件ビルの担保能力について錯誤があり、これは動機の錯誤に該当する。動機の錯誤においては、その動機が表示され、契約の要素となった場合には錯誤無効が成立する。そして、そのような錯誤について、債権者がそれに積極的に加担するなどの事情がある場合には、動機の表示があるととらえることができる。Yが、本件連帯保証契約に応じたのは、担保余力やBの支払能力についての誤解が原因であり、Cは、その発言により錯誤に積極的に加担したものであるから、本件ビルの担保余力やBの経済状況に関する動機の錯誤は表示され、意思表示の内容となっていたものと考えられ、要素の錯誤が成立する。

これに対して、Xは、本件においてA銀行からXに債権譲渡が行われた際、Yは異議をとどめない承諾をしているのだから、A銀行に対して主張できた事由をXには主張できないとして争った。

理由

(1) 錯誤無効について (肯定)

Yは給与所得者であり、2億5000万円もの保証債務の履行を迫られた場合にはその履行の見込みなどなかったのであるから、そのような巨額の保証契約に直ちに署名押印するというようなことは、通常であれば考えにくい。

Yが応じたのは、Cが、「10億円の物件が4.5億円で買える」「(保証した) 2.5億円も、物件がちゃんと残る」「お兄さんには一切迷惑がかか

らない」「大丈夫、大丈夫」などと発言したことにより、本件ビルは10億円の価値があり、Bが債務を履行しなかったとしても、貸付額をはるかに上回る十分な担保物件があるので、A銀行が連帯保証人の責任を追及する事態には至らないと考えたことによるとみるのが自然である。

A銀行は、Bに対し本件ビルを担保に計4億5000万円の融資をするにあたり、自行の基準で査定すれば、本件融資は7490万円のリスクがあると判断していたのであるから、同行基準による本件ビルの査定額は3億7510万円であったものと考えられる。

そうすると、「10億円の物件が4.5億円で買える」との発言に表れた本件ビル自体に10億円の価値があるという点、それを前提にした「2.5億円も、物件がちゃんと残る」との発言に表れた本件ビルに十分な担保価値があるという点、また「お兄さんには一切迷惑がかからない」「大丈夫、大丈夫」との発言に表れた連帯保証人の責任を追及するような事態には至る可能性はないという点は、いずれも事実ではなかった。

Yが誤信した事実は、本件連帯保証契約の他方当事者であるA銀行のCが積極的に発言した事実であるから、本件連帯保証契約にあたり当事者間でYの上記動機の表示があったことは明らかである。よって、本件連帯保証契約は、Yにおいて表示された動機に錯誤があったから、要素の錯誤により無効である。

(2) 異議をとどめない承諾 (否定)

本件連帯保証契約締結から本件貸付債権譲渡までの間に、Yが本件連帯保証契約締結時の本件ビルの担保価値等に関する事実を知るその他の機会があったという証拠はない。Yによる承諾時において、Yは、本件連帯保証契約に表示された動機に錯誤があったことを知らず、同契約が無効であることを主張することは期待できなかったというべきである。

したがって、同承諾が、債権譲渡に対する異



議をとどめない承諾に当たると解する余地があるとしても、Xに対して本件連帯保証契約の無効を主張することは妨げられないと解するべきである。

解説

民法95条は、「意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効」と規定しており、いわゆる要素の錯誤を要件としている。「法律行為の要素」には、いわゆる動機の錯誤は原則として含まれないと考えられている。例外的に、動機の錯誤が要素の錯誤に該当するためには、動機が表示され意思表示の内容となっていたことが必要とされている（参考判例①：馬の売買において買主が老馬で受胎能力がないのに若い雌馬^{めうま}で懐胎中であると信じた事例）。また、参考判例②の事案は、離婚に際する財産分与で、贈与者に税金がかかるのに受贈者にかかるものと考えていた事例であり、いわゆる共通錯誤（当事者双方に錯誤が認められるもの）の事例である。

近時、動機の錯誤により保護される範囲は広がる傾向にあり、保証人の保証契約に際する錯誤についてもその保護は次第に広げられてきている。古くは、担保が提供されると信じて保証人になったが、実際はその担保の提供がされなかった場合につき、「当事者が特段の動機を理由として保証契約の要件としたときは、当該動機に錯誤があった場合は保証契約が無効となり得るが、その動機を明確にして意思表示をしなければ、動機の錯誤により法律行為を無効とすることはできない」と判示した参考判例③が例として挙げられる。

しかし、近時では、保証人が主債務者の信用不安を知らなかった事例で、「動機の点で重大な錯誤があったものであり、しかも、この動機は本件保証契約締結の際、当事者間においては当然の前提とされていたことは明らかであるから、本件錯誤は要素の錯誤に該当する」とされたも

のがある（参考判例④）。参考判例⑤や⑥も同様の事例で、主債務者の信用に不安がないから保証をするという保証人の動機が表示されているということを確認して錯誤無効を肯定している。

いずれも債権者が主債務者の信用不安を知りつつ、かつ、保証人が主債務者の信用不安を知らないので安心して軽率に保証人になろうとしているのを知りつつこれを放置して契約をさせたという、債権者に責められるべき事情のある事例である。

本判決はこれらの近時の判例状況からして是認できる判決であり、保証契約に際して、債権者が主債務者の信用状態など保証人が実際に責任を取らされることはない^{と信じる}事情が説明されたり、保証人が誤解しているのを債権者が知りつつそれを正さずに、保証契約を締結した場合には、保証人による錯誤無効の主張が認められるという原則が確立されつつあり、これに新たな事例（担保目的物の価格の錯誤の事例）を加えたものとして高く評価できる。なお、異議をとどめない承諾の点については問題が残されているが、割愛する。

参考判例

- ①大審院大正6年2月24日判決
（『大審院民事判決録』^{しゅう}23輯284ページ）
- ②最高裁平成元年9月14日判決
（『判例時報』1336号93ページ）
- ③大審院明治38年12月19日判決
（『大審院民事判決録』11輯1786ページ）
- ④大阪地裁昭和62年8月7日判決
（『判例タイムズ』669号164ページ）
- ⑤水戸地裁下妻支部平成11年3月29日判決
（『金融・商事判例』1066号37ページ）
- ⑥東京高裁平成17年8月10日判決
（『金融・商事判例』1226号15ページ）